

	特例対象資産	税目	取得時期	適用期間	条例に規定する軽減割合(課税標準額に乘じる割合)	具体的な資産の例
1	水質汚濁防止法の汚水又は廃液の処理施設	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし	1/2	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置等 ※既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。 ※処理施設を設置する業種の指定があります。 (詳細: 地方税法施行規則 附則第6条第12項)
2	下水道法の除害施設	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ～ R8.3.31	期限なし	4/5	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置等 ※既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。 ※令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場又は事業場において、当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限ります。
3	都市再生緊急整備地域内の公共施設及び一定の都市利便施設 ----- 特定都市再生緊急整備地域内のもの	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	R5.4.1 ～ R8.3.31	5年度分	3/5 ----- 1/2	道路、公園、広場、下水道、河川、緑化施設、通路等 ※都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域)において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設が対象となります。
4	津波防災地域づくりに関する法律の津波対策用償却資産	固定資産税 (償却資産)	H28.4.1 ～ R10.3.31	4年度分	1/2	防潮堤、護岸、胸壁、避難場所としての機能を有する工作物
5 8	津波防災地域づくりに関する法律の指定避難施設 指定避難用償却資産	固定資産税 (家屋・償却資産)	H30.4.1 ～ R9.3.31	5年度分	2/3	指定避難施設のうち避難の用に供する部分 ※津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された施設が対象となります。
6 7 9	津波防災地域づくりに関する法律の協定避難施設(既存) 協定避難施設(建築予定等) 協定避難用償却資産	固定資産税 (家屋・償却資産)	H30.4.1 ～ R9.3.31	5年度分	1/2	協定避難施設のうち避難の用に供する部分 ※津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、管理協定を締結した避難施設が対象となります。
10 11 12 13	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の 特定再生可能エネルギー発電設備	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度分	2/3	特定太陽光発電設備(1,000kw未満) 特定風力発電設備(20kw以上) 特定地熱発電設備(1,000kw未満) 特定バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)
14	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の 特定再生可能エネルギー発電設備	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度分	6/7	特定バイオマス発電設備(10,000kw以上20,000kw未満)のうち木竹又は農産物の収穫により生じるバイオマスを電気に変換するものに限定
15 16 17	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の 特定再生可能エネルギー発電設備	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度分	3/4	特定太陽光発電設備(1,000kw以上) 特定風力発電設備(20kw未満) 特定水力発電設備(5,000kw以上)
18 19 20	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の 特定再生可能エネルギー発電設備	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年度分	1/2	特定水力発電設備(5,000kw未満) 特定地熱発電設備(1,000kw以上) 特定バイオマス発電設備(10,000kw未満)

	特例対象資産	税目	取得時期	適用期間	条例に規定する軽減割合(課税標準額に乘じる割合)	具体的な資産の例
21	水防法の浸水防止用設備	固定資産税 (償却資産)	H29.4.1 ～ R8.3.31	5年度分	2／3	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口等 ※水防法に基づく浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用の設備が対象となります。
22	都市緑地法の市民緑地の用に供する土地	固定資産税 (土地) 都市計画税 (土地)	H29.6.15 ～ R9.3.31	3年度分	2／3	緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に基づき設置した市民緑地
23	水防法の浸水被害軽減地区内にある土地	固定資産税 (土地) 都市計画税 (土地)	R2.4.1 ～ R8.3.31	3年度分	2／3	浸水被害軽減地区内の土地
24	都市再生特別措置法の滞在快適性等向上施設等	固定資産税 (土地・家屋・償却資産) 都市計画税 (土地・家屋)	R6.4.1 ～ R8.3.31	5年度分	1／2	一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業で整備した滞在快適性等向上施設等
25	特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法の雨水貯留浸透施設	固定資産税 (償却資産)	R3.11.1 ～ R9.3.31	期限なし	1／3	認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設
26	特定都市河川浸水被害対策法の貯留機能保全区域	固定資産税 (土地) 都市計画税 (土地)	R4.4.1 ～ R10.3.31	3年度分	3／4	貯留機能保全区域内の土地
27	高齢者の居住の安全確保に関する法律のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	固定資産税 (家屋)	H27.4.1 ～ R9.3.31	5年度分	2／3 ※固定資産税額の軽減措置	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅
28	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定するマンションで大規模修繕等が行われたもの	固定資産税 (家屋)	R5.4.1 ～ R9.3.31 工事完了	1年度分	1／3 ※固定資産税額の軽減措置	一定の要件を満たす大規模修繕等が行われたマンションの区分所有される居住用専有部分
29	児童福祉法の家庭的保育事業の用に供する資産	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	H29.4.1 ～	期限なし	1／2	児童福祉法の規定による家庭的保育事業の認可を得た者が、直接事業の用に供する家屋及び償却資産
30	児童福祉法の居宅訪問型保育事業の用に供する資産	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	H29.4.1 ～	期限なし	1／2	児童福祉法の規定による居宅訪問型保育事業の認可を得た者が、直接事業の用に供する家屋及び償却資産
31	児童福祉法の事業所内保育事業の用に供する資産	固定資産税 (家屋・償却資産) 都市計画税 (家屋)	H29.4.1 ～	期限なし	1／2	児童福祉法の規定による事業所内保育事業の認可を得た者が、直接事業の用に供する家屋及び償却資産